

海外からのご帰国者(ご入国者)の引越作業について

この度は弊社の海外引越サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス対策として、海外からの入国者に対して、経過観察(自宅等待機)が日本政府より要請されていることから、弊社におきましても、該当のお客様の引越作業実施にあたり、以下条件とさせていただきます。

お客様との対面サービスが中心となる弊社引越サービスを、今後も継続して安定的に提供させていただく為、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

A. オミクロン株が支配的となっている国・地域^{*1} から日本へ入国された全てのお客様

「7日間」の経過観察期間中における引越作業は控えさせていただきます。

※ 経過観察期間: 日本ご入国日の翌日から数えて7日間

※ 水際対策強化に係る新たな措置に基づき、自宅等待機期間が7日未満となるお客様につきましては、以下条件を満たす場合、ご入国後7日を待たずしての作業が可能となりますので、事前にお申し出ください。(ご連絡のタイミングや日程の調整により、ご希望に添えない場合もございます)

条件 : 政府指定の手続きを行い当局より承認を得た旨、または指定施設退所時の検査結果により待機期間が終了となっている旨を作業前日(営業日)までに弊社へご連絡いただけること。

B. オミクロン株以外の変異株が支配的となっている国・地域^{*2} から日本へ入国された全てのお客様

「14日間」の経過観察期間中における引越作業は控えさせていただきます。

※ 経過観察期間: 日本ご入国日の翌日から数えて14日間

* 1・2) 政府指定に基づく国と地域

● 注意

- ※ 経過観察期間(自宅等待機)が求められないとされる場合についても、上記 A と同様、作業前日(営業日)までにその旨、弊社へご連絡いただく必要がございます。
- ※ ご家族様等の代理の方の立会いが可能な場合においても、お客様の経過観察期間中は引越作業を控えさせていただきます。
- ※ 下記、“梱包開梱作業を伴わない玄関先で引き渡し(お引取り)”の場合に限り、経過観察期間中であっても集配をさせていただきます。
 - ① 航空便のお届け ② 船便5箱以内のお届け ③ 宅配便等の小口配送